

ひたちなか市地域防災計画

Hitachinaka City Regional Disaster Management Plan

総 則

風水害等対策計画編

地震災害対策計画編

津波災害対策計画編

平成27年7月修正

ひたちなか市防災会議

ひたちなか市地域防災計画 目次

(風水害等対策計画編・地震災害対策計画編・津波災害対策計画編)

総 則

第1節	計画の概要	1
第2節	ひたちなか市の概況	4
第3節	ひたちなか市の防災体制	6
第4節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第5節	市民・事業所のとるべき処置	14

風水害等対策計画編

第1章 総 則

第1節	計画の目的	15
第2節	災害の種類	15
第3節	本市の風水害の記録	15

第2章 災害予防計画

第1節	水政計画	17
第2節	道路等災害予防計画	21
第3節	都市計画(災害に強いまちづくり計画)	22
第4節	上下水道整備計画	24
第5節	防災教育・保育計画	25
第6節	農地・農業計画	27
第7節	商工観光施設災害予防計画	29
第8節	危険物取扱施設等災害予防計画	30
第9節	情報通信設備等整備計画	32
第10節	気象業務整備計画	34
第11節	災害用資機材点検整備計画	36
第12節	土砂災害防止計画	37
第13節	火災予防計画	39
第14節	防災組織体制の整備計画	41
第15節	自主防災組織の活動体制整備計画	43
第16節	災害時ボランティア活動計画	45
第17節	要配慮者(避難行動要支援者)支援計画	48

第 18 節	防災知識の普及計画	51
第 19 節	防災訓練計画	52
第 3 章 災害応急対策計画		
第 1 節	組織計画	54
第 2 節	動員計画	62
第 3 節	気象情報等収集・伝達計画	65
第 4 節	被害状況調査報告計画	67
第 5 節	通信連絡計画	70
第 6 節	広報計画	75
第 7 節	消防救急活動計画	77
第 8 節	交通対策計画	79
第 9 節	緊急輸送道路確保計画	81
第 10 節	災害救助法による救助計画	82
第 11 節	避難計画	83
第 12 節	食糧供給計画	89
第 13 節	生活必需品等供給計画	92
第 14 節	給水計画	94
第 15 節	要配慮者（避難行動要支援者）安全確保対策計画	96
第 16 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	99
第 17 節	医療及び助産計画	101
第 18 節	防疫計画	103
第 19 節	清掃計画	105
第 20 節	救出救護計画	107
第 21 節	行方不明者等の捜索及び処理埋葬計画	108
第 22 節	障害物の除去計画	110
第 23 節	輸送計画	111
第 24 節	労務供給計画	113
第 25 節	応急教育計画	114
第 26 節	応急保育計画	117
第 27 節	農地農業対策計画	119
第 28 節	土砂災害対策計画	120
第 29 節	環境保全対策計画	121
第 30 節	自衛隊に対する災害派遣要請計画	122
第 31 節	相互応援協力計画	126
第 32 節	民間協力計画	129
第 33 節	災害時ボランティア活動の体制整備計画	131
第 34 節	被災者生活支援計画	133
第 35 節	海上災害対策計画	135
第 36 節	鉄道災害対策計画	140

第 37 節	航空災害対策計画	142
第 38 節	大規模火事災害対策計画	144
第 39 節	水防計画	146

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	被災者の生活の安定化計画	156
第 2 節	被災施設の復旧計画	164
第 3 節	激甚災害の指定	166
第 4 節	復興計画の作成	170

地震災害対策計画編

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	172
第 2 節	計画の基本方針	172
第 3 節	災害の想定と対策	172
第 4 節	県内の震災の記録（茨城県地域防災計画から抜粋）	173

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災組織体制の整備計画	176
第 2 節	都市防災計画	179
第 3 節	建築物等の安全確保計画	181
第 4 節	地盤災害防止対策の推進計画	185
第 5 節	地震被害軽減への備え	187
第 6 節	防災教育・訓練計画	195

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	組織計画	199
第 2 節	動員計画	201
第 3 節	災害情報の収集・伝達計画	204
第 4 節	被害軽減対策計画	210
第 5 節	燃料対策計画	218
第 6 節	応急医療計画	220
第 7 節	被災者生活支援計画	223
第 8 節	要配慮者（避難行動要支援者）安全確保対策計画	230
第 9 節	応急教育計画	233
第 10 節	事後処理対策計画	234
第 11 節	応急復旧計画	239

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節	被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援	244
第2節	迅速な原状復旧	246
第3節	激甚災害の指定	247
第4節	地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画	248

津波災害対策計画編

第1章 総則

第1節	計画の目的	249
第2節	計画の基本方針	249
第3節	災害の想定と対策	250
第4節	国内の津波被害の歴史	251

第2章 災害予防計画

第1節	津波防災計画	253
第2節	津波防災教育・訓練計画	256
第3節	災害発生直前対策計画	259

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	263
第2節	動員計画	263
第3節	津波情報の収集・伝達計画	263
第4節	被害軽減対策・応急医療計画	269
第5節	避難計画	270
第6節	物資調達・供給活動計画	272
第7節	災害時要援護者安全確保対策	273
第8節	事後処理対策計画	274
第9節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動計画	275
第10節	応急復旧及び二次災害の防止活動	276

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節	被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援	278
第2節	迅速な原状復旧	280
第3節	激甚災害の指定	280
第4節	地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画	281

【総則】

ひたちなか市地域防災計画総則

(風水害等対策計画, 地震災害対策計画, 津波災害対策計画編)

第1節 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条および原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)の規定に基づき、ひたちなか市防災会議が作成する計画であって、ひたちなか市の地域にかかる風水害、地震災害、津波災害、原子力災害等について、市、県、防災関係機関、市民及び事業所等が有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧にいたる一連の防災活動並びに警戒宣言発表時における事前措置を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 基本方針

この計画は、災害から「市民の生命・身体・財産の安全確保」を十分に達成するため、市及び防災関係機関、事業所、市民が一体となって行う「災害に強い安全で住みよいまちづくり」、を基盤とした防災対策を確立し、あらゆる災害による被害を最小限とするための長期的なビジョンのもと、予防、応急対策、復旧・復興の各計画分野にわたり、体系的・総合的な計画とする。

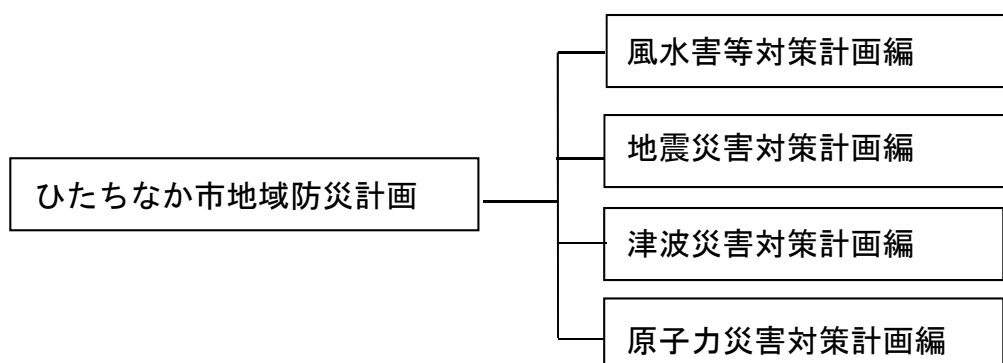
また、市及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自ら守る」との観点から、市民・事業者それぞれの役割も明示した計画とする。

3 他の計画との関係

この計画は、市域にかかわる災害から、住民(来訪者を含む)の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、茨城県地域防災計画及び防災関係機関等が作成する防災業務計画との整合を図るよう定める。

4 計画の構成

この計画は、東日本大震災など、近年発生した様々な災害の種類、発生状況を十分考慮した計画の構成を図ることとし、本計画を「風水害等対策計画」「地震災害対策計画」「津波災害対策計画」「原子力災害対策」の4つの「編」に区分し、各編それぞれ「予防計画」「応急対策計画」「復旧・復興計画」の章構成で、より具体的な計画を示す。



※原子力災害対策編については、現在修正中

(1) 風水害等対策計画編

この編は、ひたちなか市の災害特性である大雨、台風等から発生する河川氾濫とその影響による「風水害」に関わる災害応急等での地域住民の自主的・自発的な防災活動やボランティア活動との協力体制の強化などを中心に構成している。

(2) 地震災害対策計画編

この編は、東北地方太平洋沖地震と同クラスの大規模な地震と茨城県に被害をもたらす可能性のある地震として、首都圏直下型の地震、茨城県南部地震、茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震、東海地震等による被害を想定して構成している、また平成7年の阪神・淡路大震災等他の地域での災害実例の教訓とともに、地震発生時には同時に「津波対策」が重要な位置を示すことから、各自の意識の高揚、知識の普及、情報伝達体制の強化などを中心に構成している。

(3) 津波災害対策計画編

この編は、東北地方太平洋沖地震による津波を含む東日本大震災による被害を踏まえ、国内外において、大規模な地震が発生し、同震災クラスの津波が発生した場合を想定して、津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を中心に構成している。

(4) 原子力災害対策計画編

この編は、平成11年9月に起きた「東海村核燃料加工施設臨界事故」の教訓から、原子力災害対策特別措置法が施行され、原子力関連施設に隣接しているひたちなか市の役割、市民が取るべき行動や原子力に関する知識の普及などを中心に構成していたが、平成23年3月の東日本大震災での福島第一発電所事故を踏まえ、国において原子力防災に関する抜本的な見直しがされたことと、原子力規制委員会が新たな原子力災害対策指針を定めたこと等を踏まえて、原子力災害の発生及び拡大を防止し、復旧を図るために必要な対策などの見直しを進めている。中でも重大事故を想定した広域避難等が検討の大きな課題となっており、実効性のある計画の策定に向け、県、関係市町村と協議を重ね、計画の見直しを進めている。

5 計画の修正

この計画は他の地域の災害実例及び災害の防止に関する科学的研究の成果及び市において発生した災害の状況、並びにこれに対してとられた災害応急対策の効果を考えあわせ、必要があると認められたときは、これを市防災会議において修正する。

第2節 ひたちなか市の概況

1 地形

ひたちなか市は、東京から約110キロメートルの距離にあり、中心は東経140度32分、北緯36度24分で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約13キロメートル、南北約11キロメートルで99.94平方キロメートルの面積を有している。

西は常磐自動車の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約13キロメートルの海岸線が続いている。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海拔7メートル前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔約30メートル前後の起伏の少ない平坦な台地地区とに分けられる。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっている。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行しているが、周辺は畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が带状に連なっている。

資料1-1 地目別土地面積

2 地質

市の大部分は、海拔30m前後の北西から南東に極めて緩やかに傾斜する起伏の少ない平坦な台地で、成田層群より形成され、表層に黄褐色ロームが1~2m載り、その下に砂礫層が推積している。礫は、直径0.5~10cmの円礫で砂層はラミナが良く発達している。一般には、基盤の第三紀シルト岩までの深さは、ほぼ18m位で均一であるが、国営ひたち海浜公園付近では、深さ約25mまで砂礫層が認められる。

台地における地質は、軽しう高燥な火山灰で酸度の強い洪積層であるが、那珂川沿岸には沖積層砂壤土が見受けられる。また、海岸面には、中生代及び新生代の地層が露出している。

3 気候

気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で、台風などによる自然災害も少なく、年間平均気温は14度、最高気温は36度前後、最低気温はマイナス10度を下回ることはない。降水量は月平均で100ミリメートルを超え、降雪は数えるほどである。

最近5年間の平均気候 (平成22年~平成26年)

気温	14.4℃
降水量	1,407mm

資料1-2 ひたちなか市の気象概要

4 人口

平成 27 年 4 月 1 日現在の人口は 156,539 人（常住人口）で、水戸市、つくば市、日立市に続く茨城県下 4 番目の規模の都市である。

人口構成比率では、平成 18 年と平成 27 年の 4 月を比較すると、年少人口（0 歳～14 歳）では、1.8%の減に対し、老年人口（65 歳以上）では、6.3%増加しており、少子高齢化が進行している状況にある。

人口集中地区人口では、平成 12 年と平成 22 年で比較すると、人口では、7,326 人、面積では、2.1k m²とそれぞれ増加している。

昼間人口と夜間人口の割合は、夜間人口が 2.7%多くなっている。

外国人登録人口は、平成 16 年の 1,176 人から 1,337 人と増加している。

産業別職業人口比率では、平成 12 年と平成 22 年とで比較して、第 1 次産業が 3.3%から 2.5%に、第 2 次産業が 36.4%から 30%に減少し、第 3 次産業へ移行している状況にある。

5 交通

(1) 鉄道

鉄道は、JR 常磐線を主軸に、水戸線、水郡線が接続しており、勝田駅など 4 つの駅がある。常磐線の上野―勝田駅間の所要時間は、特急で約 70 分である。また、平成 20 年 4 月に第三セクターとして開業したひたちなか海浜鉄道湊線が勝田駅と那珂湊駅、阿字ヶ浦駅を結んでいる。

(2) バス

市域には、茨城交通株式会社が主要幹線道路を運行している。

(3) 道路

本市から群馬県高崎市までの 150 キロメートルをつなぐ、北関東自動車道が平成 23 年 3 月 19 日に全線開通した。都市間を結ぶ主要幹線道路としては、国道 6 号、国道 245 号がある。

高速自動車道北関東自動車道が開通しているのをはじめ、広域幹線道路である国道 6 号と 245 号が南北に縦断している。

主要地方道那珂湊那珂線と瓜連馬渡線が那珂町と、水戸勝田那珂湊線が水戸市と接続している。

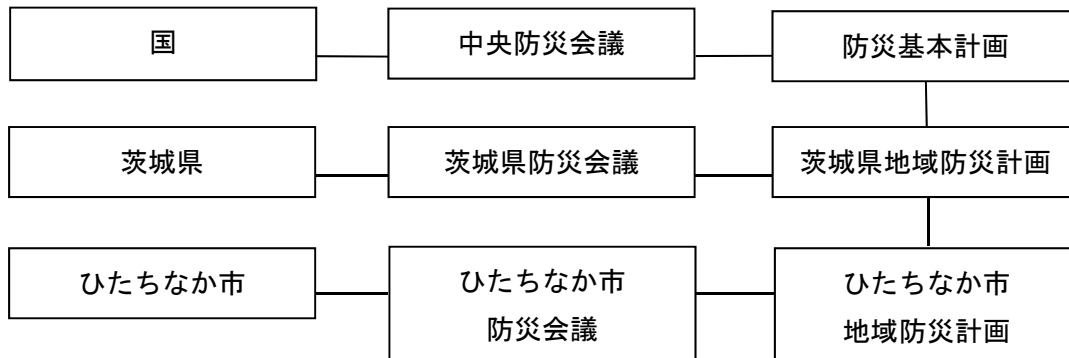
(4) 港湾

現在、1,182 ヘクタールのひたちなか地区開発の中核施設として建設中である重要港湾「茨城港常陸那珂港区」は、平成 12 年 4 月に外国貿易埠頭が供用開始となり、平成 18 年 3 月には北埠頭に続いて中央埠頭の一部も供用を開始し、平成 24 年から中央埠頭水深 12 メートル耐震強化岸壁の整備が進められているなど、国内外の物流の拠点として活躍が期待される。

第3節 ひたちなか市の防災体制

1 活動体系

市は、地域防災計画に基づき県及び防災関係機関との協力体制を図るものとする。



2 ひたちなか市防災会議

市は、災害対策基本法第16条に基づき、ひたちなか市防災会議を置き、地域防災計画の作成及びその実施の推進を行う。

防災会議は、市長を会長とし、指定地方行政機関の職員、県の職員ほか、会長から任命された委員及び専門委員をもって組織する。

- 資料1-3 ひたちなか市防災会議委員構成
- 資料1-4 ひたちなか市防災会議条例
- 資料1-5 ひたちなか市防災会議運営規程
- 資料1-6 ひたちなか市災害対策本部条例
- 資料1-7 ひたちなか市災害対策本部規程

3 関連する防災組織

- (1) 市災害対策本部
- (2) 市水防本部
- (3) 市警戒体制本部
- (4) 市災害対策連絡会議

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、市の地域を管轄する一部事務組合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 ひたちなか市

事務又は業務の大綱
(1) ひたちなか市防災会議及びひたちなか市災害対策本部の運営に関すること。
(2) 防災に関する施設・組織の整備と訓練に関すること。
(3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
(4) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
(5) 気象の予報・警報等の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること。
(6) 災害復旧資機材の確保に関すること。
(7) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
(8) 災害の防御と拡大防止に関すること。
(9) り災者の救助、防疫及び保護に関すること。
(10) 災害時における文教対策に関すること。
(11) 被災市営施設の応急対策に関すること。
(12) 清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
(13) 被災事業所に対する融資等の対策に関すること。
(14) 被災施設の復旧に関すること。
(15) 災害対策上必要な近隣市町村間の相互応援協力に関すること。
(16) 防災知識の普及啓発に関すること。
(17) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

2 茨城県

事務又は業務の大綱
(1) 茨城県防災会議及び茨城県災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
(3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
(4) 災害の防御と拡大の防止
(5) 救助、防疫等り災者の救助保護
(6) 災害復旧資機材の確保と物価の安定
(7) 被災産業に対する融資等の対策
(8) 被災県営施設の応急対策
(9) 災害時における文教対策
(10) 災害時における社会秩序の維持
(11) 災害対策要員の動員、雇上
(12) 災害時における交通、輸送の確保

- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市町村が処理する事務・事業の指導，指示，あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

3 ひたちなか・東海広域事務組合

事務又は業務の大綱	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災のための調査研究，災害予防，警戒及び防御に関すること (2) 消防施設及び資機材の整備に関すること（消防水利に関するものを除く） (3) 災害時における消防，救助及び救急業務に関すること。 (4) 災害時におけるごみ処理に関すること (5) 災害時における火葬に関すること (6) 災害時における下水施設の復旧に関すること 	

4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。 (6) 津波警報，火山警報等の伝達に関すること。
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること。 (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局 水戸財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の融資(短期)に関すること。 (3) 災害復旧事業の融資(長期)に関すること。 (4) 国有財産の無償貸与業務に関すること。 (5) 金融上の措置に関すること。
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 厚生労働省との連携に関すること。

茨城労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1)工場，事業所における労働災害の防止に関すること。 (2)災害時における賃金の支払いに関すること。 (3)災害時における労働時間の延長，休日労働に関すること。 (4)労災保険給付に関すること。 (5)職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1)ダム，堤防，ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2)防災ダム，ため池，湖岸，堤防，土砂崩壊防止，農業用河川工作物，たん水防除，農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 (3)災害時における種もみ，その他営農資材の確保に関すること。 (4)災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。 (5)災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (6)災害時における農作物，蚕，家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (7)土地改良器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。 (8)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1)生活必需品，復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2)商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3)被災中小企業の振興に関すること。
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1)防災上必要な教育及び訓練に関すること。 (2)公共施設等の整備に関すること。 (3)災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (4)災害に関する情報の収集及び予報・警報の伝達等に関すること。 (5)水防活動，土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 (6)災害時における復旧資材の確保に関すること。 (7)災害時における応急工事等に関すること。 (8)災害復旧工事の施工に関すること。 (9)港湾施設，海岸保全施設等の整備に関すること。 (10)港湾施設，海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。 (11)港湾施設，海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に

	<p>関すること。</p> <p>(12) 河川，道路等社会資本の応急復旧に関すること。</p> <p>(13) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援 (「TEC-FORCE」)に関すること。</p> <p>(14) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。</p>
関東運輸局	<p>(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。</p> <p>(2) 災害時における自動車及び被災者，災害必要物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>(3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。</p>
東京管区気象台 (水戸地方気象台)	<p>(1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表に関すること。</p> <p>(2) 気象，地象（地震にあつては地震動に限る），水象の予報及び警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時，的確に防災機関に伝達することともに，これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。</p> <p>(3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）についての周知・広報に関すること。</p> <p>(4) 市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>(5) 災害の発生が予想されるときや，災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</p> <p>(6) 県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓活動に関すること。</p>
海上保安庁 第三管区海上保安本部 茨城海上保安部	<p>(1) 情報の収集及び連絡に関すること。</p> <p>(2) 活動体制の確立に関すること。</p> <p>(3) 海難救助及び緊急輸送時等に関すること。</p> <p>(4) 排出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。</p> <p>(5) 海上交通安全の確保に関すること。</p> <p>(6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。</p> <p>(7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。</p>

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話 (株)茨城支店	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
(株)NTTドコモ 茨城支店	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
KDDI(株) 水戸支店	
東日本旅客鉄道 (株)水戸支社 日本貨物鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の整備, 保全に関する事 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
日本銀行 水戸事務所	(1) 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関する事
日本赤十字社 茨城県支部	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事 (2) 災害救助の協力, 奉仕団の連絡調整に関する事 (3) 義援金品の募集配布に関する事
日本放送協会 水戸放送局	(1) 防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 (2) 気象予報, 警報等の周知徹底に関する事 (3) 災害応急対策等の周知徹底に関する事 (4) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事 (5) 社会事業等による義援金品の募集, 配布に関する事
東京電力(株) 茨城支店水戸支社	(1) 災害時における電力供給に関する事 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
日本通運(株) ひたちなか営業所	(1) 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	(1) 放射線災害の防止及び応急対策等に関する事
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	(1) 放射線災害の防止に関する事
東日本高速道路(株) 関東支社 水戸管理事務所	(1) NEXCO管轄の高速道路及び有料道路に係る道路の保全並びに応急復旧工事の施工に関する事

東京瓦斯(株) 日立支社	(1) ガス施設の安全, 保全に関する事 (2) 災害時におけるガスの供給に関する事 (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事
日本郵便(株) 関東支社 ひたちなか郵便局	(1) 被害者に対する郵便葉書等の無償交付。 (2) 被害者が差し出す郵便物の料金免除。 (3) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い。 (4) 災害寄付金の料金免除の取扱い。 (5) 簡易生命保険資金による災害応急融資。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城交通(株)	(1) 災害時における避難者, 救助物資その他の輸送の協力に関する事
(社)茨城県トラック協会 常陸那珂支部	(1) 災害時における避難者, 救助物資その他の輸送の協力に関する事
(株)茨城新聞社	(1) 防災知識の普及と警報等の周知に関する事。 (2) 災害応急対策等の周知に関する事。 (3) 行政機関, 公共機関が行う災害広報活動の協力に関する事。
(株)茨城放送	(1) 防災知識の普及と警報等の周知に関する事。 (2) 災害応急対策等の周知に関する事。 (3) 行政機関, 公共機関が行う災害広報活動の協力に関する事。 (4) 災害時における放送要請への協力に関する事。
(社)茨城県高圧ガス 保安協会	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事。 (2) 高圧ガス施設の自主点検, 調査, 巡視に関する事。 (3) 高圧ガスの供給に関する事。 (4) 行政機関, 公共機関等が行なう災害広報活動の協力に関する事。
茨城県土地改良事業 連合会	(1) 各地土地改良区の水門, 水路及びため池等の施設の整備, 防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関する事。
(社)茨城県社会 福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事。 (2) 生活福祉資金の貸付けに関する事。
(社)茨城県医師会	(1) 災害時における緊急医療活動に関する事。
(公社)茨城県歯科医師会	
(公社)茨城県薬剤師会	
(公社)茨城県看護協会	

7 自衛隊

事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊施設学校（勝田）	(1) 防災関係資料の基礎調査に関する事 (2) 自治体災害派遣計画の作成に関する事 (3) ひたちなか市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する事 (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事 (5) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事
陸上自衛隊第一施設団（古河）	
航空自衛隊第7航空団（百里基地）	

8 公共的団体及びその他防災上重要な機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(社)ひたちなか市医師会	(1) 災害時における緊急医療活動に関する事
ひたちなか市歯科医師会	
ひたちなか薬剤師会	
(福)ひたちなか市社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 (2) 生活福祉資金の貸付けに関する事 (3) 福祉避難所に関する事
常陸農業協同組合	(1) 災害時における被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 農作物等被害に係る応急対策の指導に関する事 (3) 農業生産資材、農家生活資材及び非常食糧の確保、あっせんに関する事 (4) 農作物の採取及び出荷の制限に関する事
那珂湊漁業協同組合	(1) 海上における緊急輸送協力に関する事 (2) 水産物の採取及び出荷の制限に関する事 (3) 被害調査に関する事
磯崎漁業協同組合	
ひたちなか商工会議所	(1) 商工業関係の被害調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 救援物資及び災害復旧用資機材の確保の協力に関する事 (3) 被災商工業者の相談及び指導に関する事
(株)水戸コミュニティ放送	(1) 災害応急対策等の周知に関する事 (2) 災害時における放送要請への協力に関する事

第5節 市民・事業所のとるべき処置

機関の名称	事務又は業務の大綱
市民	<p>(1) 災害に強いまちづくり，災害に強い人づくりのために，地域において相互に協力すること。</p> <p>(2) 県知事及び市長等が実施する防災対策に協力するとともに自発的に防災活動に積極的に参加し，災害の未然防止，被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与し，市民の生命，身体及び財産の安全確保に努めること。</p>
事業所	<p>(1) 災害防止についての第一次的責任者を有する点にかんがみ防止上重要な施設管理者として，消防計画等の災害計画書等を作成し，計画に従って自主点検の強化，保安教育の徹底，防災資機材の整備等に努めるなど，平素から防災対策の充実を図ること。</p> <p>(2) 災害発生時には，災害応急措置を実施し，従業員・来訪者の安全確保につとめるとともに，その有する能力を活用し，県，市，その他の防災機関の防災活動に積極的に協力し地域住民全体の生命，身体及び財産の安全確保に努めること。</p> <p>(3) 県知事及び市長が行う防災に関する事業に協力し，地域における防災力の向上に努めること。</p>